毎週火・金曜日発行

# 山口県報

令和8年
11月4日
（水曜日）

目　次

○告示
指定納付受託者の変更の届出（税務課）……一
道路の区域の変更（道路整備課）……一
道路の供用の開始（道路整備課）……一

## 山口県告示第三百八十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の三第三項の規定により、指定納付受託者から次のとおり変更の届出があった。

令和八年十一月四日

山口県知事　村　岡　嗣　政

一　指定納付受託者の名称、住所又は事務所の所在地

| 変更 | 変更後 | 変更前 |
|---|---|---|
| 名称 | 株式会社トラストバンク | 株式会社トラストバンク |
| 住所又は事務所の所在地 | 東京都港区北青山二丁目一四番四号 | 東京都品川区上大崎三丁目一番一号 |

二　変更の日

令和八年七月二十一日

## 山口県告示第三百八十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和八年十一月四日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

令和八年十一月四日

山口県知事　村　岡　嗣　政

道路の種類　県道
路線名　光日積線
道路の区域

| 区間 | 旧新別 | 敷地の幅員（メートル） | 延長（メートル） | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 光市大字三輪字弥太郎二〇六九の四地先から同市同大字　字明渋二二五〇地先まで | 旧 | 最狭　八・七<br>最広　一三・三 | 七六二・六 | |
| | 新 | 最狭　一〇・三<br>最広　三四・一 | 七六二・六 | 道路改良工事の完了による。 |

## 山口県告示第三百九十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和八年十一月四日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

令和八年十一月四日

山口県知事　村　岡　嗣　政

| 路線名 | 供用開始の区間 | 供用開始の期日 |
|---|---|---|
| 県道　光日積線 | 光市大字三輪字弥太郎二〇六九の四地先から同市同大字　字明渋二二五〇地先まで | 令和八年十一月五日 |

令和八年十一月四日印刷
令和八年十一月四日発行

発行所
山口県庁

発行人
山口県知事